

貸付利率の決定に関する総裁令

第1条

この総裁令は、カンボジア国立銀行の監督下にある銀行及びマイクロファイナンス機関の貸付利率を決定すること、及び地方における金融機関の貸付を管理することを目的とする。

第2条

この総裁令は、金融機関によって提供される非常に高い利率から利用者を保護すること、及び貸付の利用を効果的に推進することを目的とする。

第3条

この総裁令は、カンボジア国立銀行の監督下にある、一般公衆から預金を受け取るのみのマイクロファイナンス、通常のマイクロファイナンス及び地方における貸付業者に対して実行の範囲を有する。

第4条

金融機関は、貸付の全ての期間に対して、年18パーセントを超えない貸付利率を決定できる。

第5条

第4条に規定する貸付利率の決定は、2017年4月1日以降に署名又は／及び押印された再編成貸付及び再融資を含む新しい契約に関して適用する。

第6条

この総裁令を遵守しないいかなる金融機関も、銀行及び金融機関に関する法律第52条に基づき、罰せられる。

第7条

この総裁令に反する内容を有するいかなる法規範も、無効とする。

第8条

事務局長、技術総局、調査総局、財産総局、カンボジア国立銀行の管理下にある関係する調査官長、局長、部署長、及びカンボジア国立銀行の監督下にある銀行及び金融機関は、各自の職務に従って、この総裁令を堅く実施する。

第9条

この総裁令は、署名の日から適用する。

プノンペン, 2017年3月13日
署名及び押印
銀行総裁 Chea Chanto